

平成 26 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、「金融庁が行う政策評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2. 平成 26 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 24 年 5 月 31 日金融庁訓令第 21 号。以下「基本計画」という。計画期間：平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、実施計画を策定し、この実施計画に沿って実施することとしている。

平成 26 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図っていく。

3. 実績評価方式による評価

(1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する基本計画は、

- I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
- II. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
- III. 公正・透明で活力ある市場の構築

を「基本政策」として位置付け、「基本政策」を実現するための中期的な「施策」を定めている。

各施策において達成すべき目標については、施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の観点から評価できるように「達成目標」を設定し、この達成目標を実現するための取組みを「主な事務事業」として掲げることとしている。

(2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。

(3) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 26 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価は、S：「目標超過達成」、A：「目標達成」、B：「相当程度進展あり」、C：「進展が大きくない」、D：「目標に向かっていない」の 5 段階の区分によるものとする。

平成 26 年度実績評価書は、平成 27 年 8 月末を目途として公表する。

(4) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きいものについては事前評価を実施する。また、過去にこうした事前評価を実施し平成 26 年度に効果が発現する予定の事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、平成 26 年度中の効果の発現予定の有無に関わらず、事後評価を実施する。

5. 規制の事前評価

規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成 19 年 10 月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（RIA）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、「主な事務事業」のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔RIA〕の記号を付している。

6. 租税特別措置等に係る政策評価（事前・事後）

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、政策評価の実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策について政策評価を行うものとし、その他の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、政策評価の対象とするよう努めるものとする。

| 基本政策 | 施策 | 平成26年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標(目標又は目標値) |
|--------------------------|---|--|----------------------------|---|
| I 経済成長の礎となる金融システムの安定 | 1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備〔P9〕 | ① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 ② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ③ 金融機能強化法等の適切な運用 ④ 金融機関の業務継続体制の検証 ⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み ⑥ ベターレギュレーションの深化 | 金融機関の健全性が確保されること | ・金融モニタリングに関する基本方針の実施状況（26年度の金融モニタリングに関する基本方針に基づく金融モニタリングの実施） ・各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持） ・金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証） ・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施） ・グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証） ・大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施） ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施） ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備） ・大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備（関係政府令の整備） ・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法等の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施） ・業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施） ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施） ・金融行政の質的向上に向けての取組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施） |
| | 2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備〔P14〕 | ① 円滑な破綻処理のための態勢の整備 ② 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 | 金融システムの安定性が確保されること | ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備） ・必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避） ・名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持） |
| | 3 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応〔P15〕 | ① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応 | システムリスクの未然防止が図られること | ・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システムリスクの未然防止が図られること） |
| II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 | 1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P17〕 | ① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備 ② 当局における相談体制の充実 ③ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営 ④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 ⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応 | 金融サービスの利用者の保護が図られること | ・利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備） ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備（前年度より推進） ・金融商品取引業者等における更なる態勢整備（前年度より推進） ・保険会社等における更なる態勢整備（前年度より推進） ・貸金業者における更なる態勢整備（前年度より推進） ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（前年度より推進） ・ヤミ金対策に係る警察当局や都道府県との連携状況（前年度より向上） ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（41,000件） ・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（①2回、②3回） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2回） ・不正利用口座への対応状況（金融機関において強制解約等の措置を実施） ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（前年度より推進） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度と同程度の水準を維持） ・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（前年度より推進） ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数（500市町村） ・無登録業者等に対する適切な対応（前年度より推進） ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応（前年度より推進） |
| | 2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備〔P21〕 | ① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進 ③ 中小企業の経営改善・事業再生支援 ④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化 ⑤ 金融機能強化法の適切な運用 | 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること | ・顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮（金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（経営者保証に関するガイドラインの周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進） ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度（25年度）に比べ上昇） ※ 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 ・貸出態度判断D. I.（前年同期（26年3月）の水準を維持） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業再生支援機構の活用促進（被災者にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じて運用を見直すとともに、さらなる周知広報の取組みを実施） ・企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化（日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進） ・金融機能強化法（震災特例含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施） |

| 基本政策 | 施策 | 平成26年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標(目標又は目標値) |
|-------------------|---|---|---|---|
| | 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 〔P25〕 | ① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備 ② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備 | 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること | ・投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況(所要の政令・内閣府令の整備、業界の自主規制団体の規則の内容について業界と議論を通じた制度・環境整備) ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況(保険業法等の一部改正法の施行に向けた政令・内閣府令の整備) ・NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況(NISA関連の税制改正要望提出) ・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況(金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施) |
| Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築 | 1 市場インフラの構築のための制度・環境整備〔P28〕 | ① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ EDINETの整備 | 信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること | ・店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況(店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る) ・我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合(前年度より向上) ・国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況(国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する) ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(99.9%) (注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 |
| | 2 市場機能の強化のための制度・環境整備〔P30〕 | ① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の活性化 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討 | 我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること | ・総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況(総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行う、総合取引所の実現に向け、取引所等関係者への働きかけ等を行う) ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(25年12月25日公表)等を踏まえた制度整備に係る進捗状況(同報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する) ・投資法人に関する規制の見直しの進捗状況(金融商品取引法等の一部を改正する法律(25年6月12日成立、同年6月19日公布)のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行う) ・「日本版スチュワードシップ・コード」(平成26年2月26日策定)の定着に向けた取組みの実施状況(「日本版スチュワードシップ・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う) |
| | 3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備〔P32〕 | ① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 ② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 ③ 包括的かつ機動的な市場監視 ④ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応 ⑤ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施 ⑥ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑦ 課徴金制度の適切な運用 ⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施 ⑨ 自主規制機関との適切な連携 ⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み | 投資者保護のための制度・環境の整備等を行うことにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること | ・金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保(金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する) ・国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組(国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組を実施する) ・情報力に支えられた機動的な市場監視の実施(機動的な市場監視を実施する) ・海外当局との必要な連携(海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う) ・迅速・効率的な取引調査の実施(迅速・効率的な取引調査を実施する) ・迅速・効率的な開示検査の実施(迅速・効率的な開示検査を実施する) ・課徴金制度の適切な運用(課徴金制度を適切に運用する) ・効果的な犯則調査の実施(効果的な犯則調査を実施する) ・政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携(政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う) ・効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施(効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する) |
| | 4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備〔P36〕 | ① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携 | 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること | ・内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施(内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施する) ・検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施(検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施する) ・政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携(政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う) |
| | 5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備〔P39〕 | ① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査 ④ 海外監査監督当局との協力・連携 ⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進 | 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること | ・監査基準の整備状況(適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備) ・公認会計士・監査法人等に対する適切な監督(虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施) ・品質管理レビュー及び監査法人等に対する検査の実施状況(監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施) ・海外監査監督当局との協力・連携状況(我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化) ・受験者等への情報発信の拡大状況(多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大) ・優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況(公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施) |

| 基本政策 | 施策 | 平成26年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標(目標又は目標値) |
|----------|---|---|---|--|
| IV 横断的施策 | 1 国際的な政策協調・連携強化〔P42〕 | ① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 ② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応 | 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に資すること | ・金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況（国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する） ・国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況（金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する） ・他国当局等との対話の状況（海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する） |
| | 2 アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調〔P44〕 | ① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等 | アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む | ・当局間の関係強化に向けた取組状況（具体的な技術協力の実施を図るため、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築（覚書締結等）） ・技術協力の実施状況（アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施） |
| | 3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備〔P46〕 | ① 規制・制度改革等の推進 ② 事前確認制度の適切な運用 ③ 官民による持続的な対話の実施 ④ 金融・資本市場活性化策の検討 | 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること | ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施） ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る） ・官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績（テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて実施） ・「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業（「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施） |
| | 4 金融行政についての情報発信の強化〔P48〕 | ① 金融行政に関する広報の充実 | 金融行政についての情報発信を強化すること | ・金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加） ・金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加） ・新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加） ・金融庁Twitterのフォロワー数（対前年度末比増加） |
| | 5 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備〔P50〕 | ① 金融経済教育の推進 | 金融リテラシーが向上すること | ・国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無（前回調査時より向上） ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 |

業務支援基盤の整備のための取組み（平成24～28年度）

| 分野 | 施策 | 平成26年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標(目標又は目標値) |
|--------|-----------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 1 人的資源 | (1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上〔P53〕 | ① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 | 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 | ・組織として力を発揮できる体制に向けた取組み（i.「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員への浸透を図る、ii. PDCAサイクルによる業務改善の取組みを推進する、iii. 家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境の推進） ・研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る） ・人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る） ・民間専門家の在職者数（高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する） |
| 2 知的資源 | (1) 学術的成果の金融行政への導入・活用〔P54〕 | ① 産・官・学の連携強化 ② 金融行政の参考となる調査研究の実施 | 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること | ・調査研究分析成果の作成（調査研究分析成果を作成し、金融行政の参考となる調査研究の実施すること） ・コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定（コンファレンス、研究会、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層の連携強化を図ること） |

| 基本政策 | 施策 | 平成26年度主な事務事業 | 達成目標 | 測定指標(目標又は目標値) |
|------------|------------------------------|---|--|---|
| 3 その他の業務基盤 | (1) 金融行政における情報システムの活用〔P55〕 | ① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進 | ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること | <p>① 業務・システム最適化 ・金融庁では、「業務・システムの最適化計画」に基づき、主要な情報システムにおける経費の削減及び業務処理時間の短縮について、以下の通り各測定指標の目標値及び達成時期を設定している。</p> <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」(金融庁業務支援統合システム) 目標値：現行の3システムをひとつに統合することによって、単年度で約2.1億円(平成27年度以降の3年間で約6.2億円)の経費の削減及び約9,450日(3年間で約28,350日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成29年度</p> <p>(2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET) 目標値：サーバ機器の削減や運用契約の見直しを行なうことによって、単年度で約1.6億円(平成26年度以降の4年間で約6.4億円)の削減が見込まれる。 達成時期：平成29年度</p> <p>(3) 「金融庁行政情報化LANシステム」 目標値：老朽化した機器等を最新の機器等へ更改することによって、単年度で約22.5百万円(平成26年度以降の4年間で約90百万円)の経費の削減及び約100日(4年間で約400日)の業務処理時間の短縮が見込まれる。 達成時期：平成29年度</p> <p>・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努めていくこととしている。</p> <p>(1) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況(100%、26年度末)</p> <p>② 情報セキュリティ対策の推進 ・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備状況(技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備(情報セキュリティポリシーの改定等)を実施する・26年度)</p> |
| | (2) 災害等発生時における金融行政の継続確保〔P57〕 | ① 災害等発生時における金融行政の継続確保 | 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること | <p>・災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み (政府業務継続計画の制定等を踏まえて、代替庁舎の移転対応を含めた金融庁業務継続計画の見直しを実施)</p> <p>・災害等発生時に備えた防災訓練 (金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施)</p> |

各施策及び平成 26 年度主な事務事業

| | |
|-----------------|--|
| 基本政策 I | 経済成長の礎となる金融システムの安定 |
| 施策 I - 1 | 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 |
| 施策 I - 2 | 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 |
| 施策 I - 3 | 金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 |

施策 I - 1

金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|--|
| <p>達成目標</p> | <p>金融機関の健全性が確保されること</p> |
| <p>目標設定の考え方 及びその根拠</p> | <p>我が国金融システムの安定性とこれに対する国内外からの信頼を確保するためには、金融機関の健全性が確保される必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針、G20 サミット首脳宣言・行動計画（平成 20 年 11 月 15 日）、金融・資本市場に係る制度整備について（平成 22 年 1 月 21 日）、「産業競争力強化に関する実行計画」（平成 26 年 1 月 24 日閣議決定）等</p> |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融モニタリングに関する基本方針の実施状況（26 年度の金融モニタリングに関する基本方針に基づく金融モニタリングの実施、26 年度） ・各業態の健全性指標（自己資本比率、不良債権比率等）（前年度水準を維持、26 年度） ・金融機関のリスク管理の高度化（金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証、26 年度） ・既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施（既承認金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施、26 年度） ・グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督（ヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証、26 年度） ・大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施、26 年度） ・保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督（連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施、26 年度） ・国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、26 年度） ・大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備（関係政府令の整備、26 年度） ・金融機能強化法（震災特例を含む）の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法等の活用を検討を促し適切なフォローアップを実施、26 年度） ・業界横断の業務継続訓練の実施（訓練の実施、26 年度） |

| | |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況（金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施、26年度） ・金融行政の質的向上に向けての取組み（金融行政の質的向上に資する施策の実施、平成26年度） |
| 参考指標 | — |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------|---|
| ①効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・25年度の成果を踏まえ、検査局と監督局におけるオンサイト・オフサイト（検査・監督）のモニタリングの更なる一体化を進める。 その際、大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、証券取引等監視委員会と連携し、年間を通じたオン・オフ一体によるモニタリングを実施する。 ・オン・オフ一体的なモニタリング態勢の下、金融機関の業務やリスク特性等に関する分析（プロファイリング）を強化する。 ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化や、上記のプロファイリング結果等を踏まえつつ、業態・個別金融機関の状況等に応じた実態把握や、重要な経営課題等に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施する。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロ・プルーデンス分析を強化する。 ・金融行政上の重要課題（金融機関におけるガバナンス、ストレステストの活用を含むリスク管理の高度化等）について、国際的なベスト・プラクティスも踏まえながら検証手法の充実に取り組む。 その際、各金融機関が、各種事象の実体経済・金融資本市場全体への波及や、自らのビジネスへの直接的・間接的な影響を具体的に想起した上で適切なリスク管理を行っているかという観点を踏まえ、統合的なリスク管理態勢の整備状況等について検証する。 ・借手企業に対する新規融資を含む円滑な資金供給に向けた取組状況について、各金融機関におけるリスク管理態勢にも留意しつつ、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮されているかといった観点から、モニタリングを実施する。 ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバル |

| | |
|--|--|
| | <p>なシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ内の個別の金融機関のみならず、グループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を、持株会社が主導的役割を適切に果たしながら実施しているか、グループ内における持株会社の役割が明確になっているか等について、国際的な議論を踏まえつつ検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルに活動している金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ等）について、平成20年4月のFSF（金融安定化フォーラム）報告書や平成20年11月の金融・世界経済に関する首脳会合における行動計画を踏まえて設立された監督当局間グループ（監督カレッジ）の枠組みの下に監督当局間の連携を図りつつ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行う。 ・ G-SIFIs について、金融安定理事会やバーゼル銀行監督委員会における国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携を図りながら、必要な対応を行う。 ・ 金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等の充実に取り組む。 ・ 専門性の高い分野やグローバル・ベストプラクティスに関する知見を組織的に蓄積・拡充していくため、中長期的な観点から、外部専門家の登用や、専門人材の育成等に計画的に取り組む。 <p>また、監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率規制については、引き続き、当局の承認を要する高度なリスク計測手法を既に採用している金融機関の安定的なリスク管理の運用状況の把握に努めるとともに、当局の承認を要する手法の採用を希望する金融機関についても、その準備状況の把握に努め、承認申請に対し適切な審査を行う。 ・ 大規模な証券会社について、グループ内会社の問題等が広範な投資家や金融システム全体への悪影響をもたらす懸念を回避するため、証券会社の連結規制・監督を適切に行う。 ・ 保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループについて、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、平成24年3月から適用された連結ベース |
|--|--|

| | |
|---|---|
| | <p>の財務健全性基準に基づき、保険会社等の適切な監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融モニタリングのためのコンピュータ・システムについて、引き続き情報利用の高度化や制度改正に伴う対応等を進める。 |
| <p>②国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 銀行等の健全性確保を図るとともに、国際的な基準に適合した規制とするため、大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなどの制度を整備する。 |
| <p>③金融機能強化法等の適切な運用</p> | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、積極的に検討するよう促していく。 金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。 金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 早期健全化法に基づく資本増強行については、経営健全化計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。 資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。 |
| <p>④金融機関の業務継続体制の検証</p> | <ul style="list-style-type: none"> 当庁では、自らの体制強化を図るとともに、監督方針等を通じて、金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求める等、関係機関と緊密に連携を取りつつ、金融システム全体において、大規模自然災害等のリスクに対するしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指す。 金融業界全体として横断的に業務継続性の確保を図っていくことが重要であることから、昨年度と同様に今年度も全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練の実施を検討する。 金融機関等は、平時より業務継続体制を構築し、業務継続計画等の策定を行っておく必要がある。危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要であるとの認識の下、金融機関等の業務継続体制について、訓練等を通じて、その適切性を検証していく。 金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等について、検証を行う。 サイバーテロ対策について、海外のベスト・プラクティスに関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。 |

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>⑤金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議）を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（NISCC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・ 金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター（FISCC）が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCCと金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。 |
| <p>⑥ベターレギュレーションの深化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ベターレギュレーションを深化させるため、関係者の意見も聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。 ・ 金融機関の検査・監督において、①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス＜最良慣行＞）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進する。 |

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課モニタリング支援室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、証券取引等監視委員会証券検査課

施策 I - 2

我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 金融システムの安定性が確保されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保される必要がある。 【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（平成17年4月1日大臣発言）、主要行等向けの総合的な監督指針 等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際的な議論を踏まえた国内制度の整備（関連告示等の整備、26年度） ・ 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避（金融システムの混乱の回避、26年度） ・ 名寄せデータの精度の維持・向上の状況（前年度を維持、26年度） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ ・ 名寄せ検査の実施件数 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------------------|--|
| ①国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。（再掲） |
| ②円滑な破綻処理のための態勢の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。 ・ 預金保険機構等の関係機関と連携し、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。 |

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課

施策 I - 3

金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | システムリスクの未然防止が図られること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、市場動向等を適格に把握し、マクロ・プルーデンスの視点に基づく行政対応を実施するなど、システムリスクの未然防止に努める必要がある。 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | ・内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況（システムリスクの未然防止が図られること、26年度） |
| 参考指標 | ・各業態の健全性指標＜自己資本比率、不良債権比率等＞ |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| ①経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、そのマクロ・プルーデンスに与える影響の観点から、情報の集積・調査・分析を実施する。なお、金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある平成25年度に発生した外部要因（新興国の成長鈍化、先進国経済の回復の遅れ、中国経済の成長鈍化等に関する懸念）の多くは消滅しておらず、今後もそれらの動向を注視する必要がある。 ・より体系的なマクロ・プルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施する。 ・金融機関から徴求した各種データや外部統計等を定期的に集計・分析し、金融機関の融資・投資動向等の把握及び金融システムに内在するリスク等の分析を行うための体制整備等に取り組む。 ・集積した上記の情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進する。あわせて、外部関係当局との連携を強化する。 |

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、検査局総務課、総務企画局政策課総合政策室

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| 基本政策Ⅱ | 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上 |
| 施策Ⅱ－１ | 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備 |
| 施策Ⅱ－２ | 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 |
| 施策Ⅱ－３ | 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 |

施策Ⅱ－１

利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|---|
| <p>達成目標</p> | <p>金融サービスの利用者の保護が図られること</p> |
| <p>目標設定の考え方 及びその根拠</p> | <p>金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る。</p> <p>また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが必要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行う。</p> <p>これらの環境整備を行ったうえで、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業法の目的規定、各監督指針 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） ・多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成 22 年 3 月 30 日） |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護のための制度整備の進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備、26 年度） ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備（前年度より推進、26 年度末） ・金融商品取引業者等における更なる態勢整備（前年度より推進、26 年度末） ・保険会社等における更なる態勢整備（前年度より推進、26 年度末） ・貸金業者における更なる態勢整備（前年度より推進、26 年度末） ・前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備（前年度より推進、26 年度末） ・ヤミ金対策に係る警察当局や都道府県との連携状況（前年度より向上、26 年度末） ・「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（41,000 件、26 年度末） ・①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況（① 2 回、② 3 回、26 年度末） ・金融トラブル連絡調整協議会の開催状況（2 回、26 年度末） ・不正利用口座への対応状況（金融機関において強制解約等の措置を実施、26 年度末） ・偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況（前年度より推進、26 年度末） ・振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率（前年度と同程度の水準を維持、26 年度末） |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況（前年度より推進、26年度末） ・財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市町村数（500市町村、26年度末） ・無登録業者等に対する適切な対応（前年度より推進、26年度末） ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応（前年度より推進、26年度末） |
| <p style="text-align: center;">参考指標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分の実施状況〈内容・件数〉 ・各指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続の実施状況〈受付件数等〉 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況〈件数・金額〉 ・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況〈金額〉 ※預金保険機構公表資料 ・振り込め詐欺被害発生状況・被害額〈件数・金額〉 ※警察庁公表資料 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談窓口の設置状況 ・財務局等及び地方自治体における多重債務相談の状況 ・無登録業者等に対する警告書の発出・公表件数 ・無届けで募集等を行っている者に対する警告書の発出・公表件数 ・無登録業者等及び無届募集に係る裁判所への申立て件数 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者の検査結果等の公表件数 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| <p>①顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法等の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行う（プロ向けファンドに関する規制の見直しを含む）。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行う。 ・監督事務の運営上必要と認められる事項について、監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係の把握に努める。その結果、法令違反の事実や内部管理態勢上の問題・改善の余地等が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分も含めて機動的な対応を行い、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップするとともに、再発防止・内部統制環境の維持・向上に努める。 ・預金取扱金融機関については、その業務の公共性に鑑み預金者等の保護を確保するとともに、金融の円滑を図る観点から、銀行法等の遵守状況をフォローアップする。例えば、相談・苦情処理態勢を検証するなど、監督指針等を踏まえ |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>て、引き続き各金融機関が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社等については、その業務の公共性に鑑み、保険契約者等の保護の観点から、保険業法等の遵守状況をフォローアップする。例えば、支払管理態勢や統合的リスク管理態勢の整備状況を検証し、監督指針を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の議論を踏まえ、保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備に取り組むとともに、保険募集代理店等について、保険契約者等の保護の観点から、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督していく。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況をフォローアップするとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・貸金業者については、資金需要者等の利益の保護の観点から、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく。なお、いわゆるヤミ金対策については、「多重債務問題改善プログラム」に基づき、警察当局、都道府県と連携してヤミ金業者の撲滅に向けて取り組む。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、利用者保護の観点から、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督していく。 |
| <p>②当局における相談体制の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を図る。 |
| <p>③金融ADR（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会（指定紛争解決機関（以下「指定機関」という。）、学識経験者・消費者団体及び弁護士会等によって構成）等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。 ・新たに策定（25年8月）した指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会（すべての指定機関によって構成）を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>④多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務者相談の主要な担い手である自治体の主体的な取組みを促すと共に、相談者が各自治体などの相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報の取組みを実施する。 ・財務局の多重債務者向け相談窓口においても、直接相談を受け付けるほか、各局において自治体の相談員や関係部局の職員等向けに研修会を開催する等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップする。 |
| <p>⑤金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促す。 また、預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施する。 ・振り込め詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込め詐欺救済法（20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、リーフレットの作成・配布等を通じた国民への注意喚起、調査による実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。 ・販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 |

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課 ADR 室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

施策Ⅱ－２

資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|---|
| <p>達成目標</p> | <p>資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること</p> |
| <p>目標設定の考え方 及びその根拠</p> | <p>新成長戦略や金融資本市場及び金融産業の活性化等のアクションプランにおいて、金融業には、実体経済を支え、かつ、それ自身が成長産業として経済をリードしていく役割が求められている。そのためには、各金融機関において、資金の借り手に真に必要な金融サービスを提供することが必要である。</p> <p>【根拠】「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成 25 年 12 月 13 日）、好循環実現のための経済対策（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定）、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成 25 年 2 月 26 日成立、3 月 6 日公布、3 月 18 日施行）、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）、金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日）、平成 23 年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度（平成 23 年 1 月 24 日閣議決定）等</p> |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮（金融機関における顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する積極的な取組み等の促進、26 年度） ・「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着（経営者保証に関するガイドラインの周知・広報及び金融機関等による積極的な活用の促進、26 年度） ・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（積極的評価の割合が前年度（25 年度）に比べ上昇、26 年度） ※ 地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査 ・貸出態度判断 D. I.（前年同期（26 年 3 月）の水準を維持、26 年度） ※ 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」（日銀短観） ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進（被災者にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じて運用を見直すとともに、さらなる周知広報の取組みを実施、26 年度） ・企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化（日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進、26 年度） ・金融機能強化法（震災特例含む）の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施（金融機能強化法の活用の検討を促し適切なフォローアップを実施、26 年度） |

| | |
|------|--|
| | |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務局・財務事務所の中小企業等金融円滑化窓口における情報等の受付状況 ・ 金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報、金融円滑化ホットラインにおける情報等の受付状況<内容・件数> ・ 法人向け規模別貸出残高（日本銀行「預金・現金・貸出金」） ・ 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・ 新規融資や経営改善・事業再生支援等における参考事例集の公表実績 <p>※ 施策 I - 1 における各指標について、必要に応じて参照する。</p> |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|---|
| ①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 | <p>・ 金融機関においては、それぞれのビジネスモデルを踏まえつつも、利用者ニーズに応えるため、多様かつ柔軟な取組みを行うことが重要である。金融機関においては、自らの役割を認識し、監督方針や監督指針等も踏まえながら、例えば、成長可能性を重視した取組み等を通じた金融仲介機能の発揮が期待されている。</p> <p>特に、日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関は、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を後押しする役割が求められている。</p> <p>地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、企業の事業内容（その成長性や課題等）を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を、金融モニタリングの実施等を通じて促進していく。</p> <p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」や平成25年12月に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」等も踏まえながら、監督指針や監督方針等に基づき、各金融機関における金融仲介機能の発揮に係る以下のような取組みについて、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み（新規融資に関する態勢の整備等を含む。） ② 投資子会社・エクイティファンド等を用いた企業活動の支援 ③ 多様な金融手法（DDS、DES、ABL等）の積極的な活用 |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>④ プロジェクト・ファイナンスを中心としたインフラ等へのファイナンスの強化</p> <p>⑤ 新たな顧客ニーズに対応した金融商品・サービスの提供</p> <p>また、平成25年12月5日に策定・公表された「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくため、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促す。</p> |
| <p>②地域密着型金融の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域金融機関は、中長期的な視点に立って、コンサルティング機能の発揮による顧客企業の経営改善・事業拡大支援や地域の面的再生への積極的な参画等の取組みを組織全体として継続的に推進し、自らの顧客基盤の維持・拡大、収益力・財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。 このような地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みを一層促進するため、平成23年5月16日に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき適切なフォローアップ（地域活性化ファンドの設立・活用状況等を含む）を行うとともに、動機付け・環境整備のための施策（シンポジウム、顕彰等）について、引き続き取り組む。 |
| <p>③中小企業の経営改善・事業再生支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関においては、中小企業の経営改善・体質強化の支援を加速化していくことが重要である。金融庁としては、監督方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すとともに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討する。また、金融面における中小企業支援策として以下のような取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①経営者の再チャレンジ支援等を図るための「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の促進 ③「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進（再掲） ④新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組み事例の定期的な公表 ・ 中小企業金融に関するアンケート等による実態把握に努める。 ・ 金融機関に対し、年末・年度末等の金融円滑化の要請を行う。 ・ 地域金融機関に対するモニタリング等を通じ、中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組み状況や、そのため |

| | |
|---------------------------------|---|
| | <p>に必要な態勢整備の状況等について、継続的に実態把握を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人版私的整理ガイドラインの運用支援、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、東日本大震災の被災地域等にある金融機関が、引き続き、被災者の支援等に積極的かつ継続的に貢献していくよう促していく。 |
| <p>④企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関においては、海外進出支援等、顧客企業のライフステージに応じたコンサルティング機能を新規融資に結び付けていくことが重要である。このため、金融庁としても、監督方針等を踏まえながら、例えば、主要行等や地域金融機関等が協働し、アジアなど海外へ進出する日本企業に十分な金融サービスを提供できる環境の構築等の取組み等を行っているか確認する。特に主要行等においては、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際に、通常の融資業務にとどまらず、実践的・専門的な現地情報の提供や、現地通貨での融資、M&Aの斡旋、トランザクションバンキングなど、企業顧客のニーズに即したきめ細かかつ他の業態にはない高度な金融サービスを行うことが期待されることから、その取組みを促す。 |
| <p>⑤金融機能強化法の適切な運用</p> | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関が将来を見据えた経営の中で資本増強を行おうとする際は、金融機能強化法（震災特例を含む）の活用について、積極的に検討するよう促していく。（再掲） 金融機能強化法に基づき資本参加の申込みがあった場合は、法令に基づき経営強化計画を適切に審査する。（再掲） 金融機能強化法に基づき資本参加を実施した金融機関については、計画の着実な履行を確保する観点から、当局として適切なフォローアップを行うとともに、計画の履行状況を半期毎に公表する。（再掲） 資本増強行による公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。（再掲） |

【担当課室名】

監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課

施策Ⅱ－３

資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>少子高齢化社会が進展している中、我が国経済の持続的な成長を確保し、国民が成長の果実を享受していくためには、国民に長期的に適切な投資機会が提供され、資産形成が図られる必要がある。また、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスが提供される必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・日本再興戦略－JAPAN is BACK－（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況（所要の政令・内閣府令の整備、業界の自主規制団体の規則の内容について業界と議論を通じた制度・環境整備、26 年度） ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況（保険業法等の一部改正法の施行に向けた政令・内閣府令の整備、26 年度） ・NISA の普及促進に向けた取組みの進捗状況（NISA 関連の税制改正要望提出、26 年度） ・金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況（金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施、26 年度） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・本事務事業に係る制度の新設・見直しに係る進捗状況 ・NISA の口座開設数 |

【平成 26 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--|--|
| <p>①顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>i) 投資信託・投資法人法制の見直し</p> <p>ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・投資法人法制の見直し 近年の投資信託商品の多様化及び REIT を巡る諸問題を踏まえ、25 年 6 月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、1 年 6 ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行う。 ・保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備 金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けて、関連する政令・内閣府令の整備を行う。 |

| | |
|---|--|
| <p>②個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 1 月より導入された NISA について、広く国民に投資への関心を持ってもらい、長期的視点からの資産形成を促すとともに、成長資金の供給拡大を図り、日本の経済成長につなげる観点から、制度の普及・定着に向けた取組みを進めていく。 ・金融機関の手数料ビジネス（投資信託の窓口販売等）について、25 年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証する。 |
|---|--|

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課

| | |
|--------------|------------------------------|
| 基本政策Ⅲ | 公正・透明で活力ある市場の構築 |
| 施策Ⅲ－１ | 市場インフラの構築のための制度・環境整備 |
| 施策Ⅲ－２ | 市場機能の強化のための制度・環境整備 |
| 施策Ⅲ－３ | 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備 |
| 施策Ⅲ－４ | 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 |
| 施策Ⅲ－５ | 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備 |

施策Ⅲ－１

市場インフラの構築のための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|--|
| <p>達成目標</p> | <p>信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること</p> |
| <p>目標設定の考え方 及びその根拠</p> | <p>清算機関等は、金融・資本市場を支え、かつ、金融システムの安定を確保するための重要な市場インフラであり、また、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現に資する取組みを行う。</p> <p>また、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPSS/IOSCO 市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」（平成 23 年 3 月 10 日） ・ 「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ（平成 23 年 12 月 26 日） |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況（店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向け関係者と連携し制度整備を図る、26 年度） ・ 我が国における中央清算された円金利スワップ取引（想定元本）の割合（前年度より向上、26 年度） ・ 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組み状況及び国際的な議論に則した清算機関等の制度整備状況（国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向け関係者と連携し、取組みを支援する。また、国際合意に基づき清算機関等に適切な監督を実施する、26 年度） ・ 有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（99.9%、26 年度） （注）システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。 |
| <p>参考指標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示書類の提出会社数（内国会社） ・ 有価証券報告書、臨時報告書、大量保有報告書等の提出件数 ・ EDINET へのアクセス件数 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------|--|
| ①店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国決済システムの強靱化により、我が国における危機の伝播を抑止する観点から、一定の店頭デリバティブ取引等について、清算集中義務（24年11月施行）及び取引情報保存・報告制度（25年4月完全施行）の適切な実施を図る。 ・取引の透明性・公正性向上のため、一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤の利用義務付けを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成24年9月成立）を踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備に取り組む。 ・平成25年9月、バーゼル銀行監督委員会及び証券監督者国際機構（IOSCO）から、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書が示されたことを踏まえ、当該規制に係る制度整備に取り組む。 ・上記制度整備等のほか、民間ベースで進められている我が国清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等をサポートするとともに、関係する国際的な議論の枠組みに積極的に参画し、海外監督当局との国際的協調に努める。 |
| ②国債取引等に関する市場インフラの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・我が国国債取引の決済の安定性確保の観点から、リーマン危機時（平成20年9月）にも確認された日本証券クリアリング機構（旧日本国債清算機関）のリスク削減機能の更なる活用を図るため、同機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポートする。 ・支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、清算機関等に対し適切な監督を行う。 |
| ③EDINETの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。 |

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企業開示課

施策Ⅲ－２

市場機能の強化のための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|---|
| <p>達成目標</p> | <p>我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p> |
| <p>目標設定の考え方及びその根拠</p> | <p>「金融・資本市場活性化に向けての提言」においては、「東京市場が他の主要な金融センターに比肩し得るほどに多様な資金調達ニーズに応えるとともに、内外の投資家が多様な投資対象をタイムリーに見つけ得る厚みのある市場を構築する」とされていることを踏まえ、総合取引所の実現に向けた取組みを行う。</p> <p>また、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた必要な制度整備等を継続し、新規・成長企業へのリスクマネーの供給を促進し、経済の持続的な成長の実現を図る。</p> <p>さらに、「日本版スチュワードシップ・コード」（26年2月26日策定）の普及や活用を促すなど、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定） ・「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定） ・金融・資本市場活性化有識者会合「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日） ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（平成25年12月25日） ・『「責任ある機関投資家」の諸原則～日本版スチュワードシップ・コード～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』（平成26年2月26日） |
| <p>測定指標 （目標値・達成時期）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・総合取引所の実現に向けた取組に係る進捗状況（総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行う、総合取引所の実現に向け、取引所等関係者への働きかけ等を行う、26年度） ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書（25年12月25日公表）等を踏まえた制度整備に係る進捗状況（同報告書等を踏まえた必要な制度整備等を継続する、26年度） <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人に関する規制の見直しの進捗状況（金融商品取引法等の一部を改正する法律（25年6月12日成立、同年6月19日公布）のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等（公布後1年6月以内施行）に係る部分について、関係政府令の整備を行う、26年度） |

| | |
|------|---|
| | ・「日本版ステュワードシップ・コード」(平成26年2月26日策定)の定着に向けた取組みの実施状況(「日本版ステュワードシップ・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う、26年度) |
| 参考指標 | - |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------------|--|
| ①総合取引所の実現に向けた取組の促進 | ・総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行うとともに、関係者等への働きかけを行う。 |
| ②新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 | ・金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(平成25年12月25日公表)等を踏まえ、以下の制度整備等を行う。 ①26年金融商品取引法改正(平成26年3月14日閣議決定)に基づく関係政府令の整備 ②①のほか、上記報告書等を踏まえた関係政府令の整備 ③上記報告書等を踏まえたガイドライン等の整備 |
| ③不動産投資市場の活性化 | ・投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を図るため、25年金融商品取引法等の一部を改正する法律に係る関係政府令の整備を行う。 |
| ④上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討 | ・『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～(平成26年2月26日策定)の定着を図るため、機関投資家によるコードの受入れ状況等の定期的な公表や国内外にわたる情報発信・周知活動等に取り組むなど、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る。 ・その他、上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切な対応に努める。 |

【担当課室名】

総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅲ－３

市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備

| | |
|----------------------------|--|
| <p>達成目標</p> | <p>投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p> |
| <p>目標設定の考え方及びその根拠</p> | <p>市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、金融・資本市場に対する市場参加者の信頼を保持し、我が国市場の活性化や国際競争力向上に必要不可欠である。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 26 条、第 177 条、第 210 条 等 ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成 25 年 6 月 19 日） ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン（平成 22 年 12 月 24 日） |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ol style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 (金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施、26 年度) ② 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組 (国際的に高品質な会計基準の設定・適応に向けた取組を実施、26 年度) ③ 情報力に支えられた機動的な市場監視の実施 (機動的な市場監視を実施、26 年度) ④ 海外当局との必要な連携 (海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不公正取引への対応を行う、26 年度) ⑤ 迅速・効率的な取引調査の実施 (迅速・効率的な取引調査を実施、26 年度) ⑥ 迅速・効率的な開示検査の実施 (迅速・効率的な開示検査を実施、26 年度) ⑦ 課徴金制度の適切な運用 (課徴金制度を適切に運用、26 年度) ⑧ 効果的な犯則調査の実施 (効果的な犯則調査を実施、26 年度) ⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 (政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、26 年度) ⑩ 効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施 (効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施、26 年度) |
| <p>参考指標</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・課徴金納付命令の実績<内容・件数> ・企業会計審議会等の開催状況 等 ・企業会計基準委員会（ASBJ）による会計基準設定状況 ・国際的な会計基準設定に係る国際会議等の開催・参加実績 ・IFRSの任意適用の会社数 ・取引審査実施状況<内容・件数> ・情報受付状況<内容・件数> ・取引調査に係る勧告の実施状況<内容・件数> ・開示検査に係る検査終了件数、勧告の実施状況<内容・件数> ・犯則事件の告発の実施状況<内容・件数> ・市場参加者等に対する意見交換会等の実施状況<内容・件数> |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------------|--|
| ①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政対応の透明性・予測可能性の向上を図る観点から、平成22年度に「企業内容等の開示に関する留意事項（開示ガイドライン）」の拡充等を行い、これを公表したところ。引き続き、必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上に努める。 ・有価証券届出書等の発行開示書類については、記載内容の適切性が確保されるよう、開示ガイドラインに基づき、各財務局等を通じた記載内容等に関する事前相談や受理時における審査等を行う。特に、第三者割当のうち大規模な第三者割当に該当する場合などについては、不公正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・有価証券報告書等の継続開示書類については、有価証券報告書レビューを通じ、記載内容の適切性の確保に努める。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。 |
| ②国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融・資本取引や企業活動の国際化に伴い、国際的に質の高い会計基準の設定・適用に向けた取組みが求められている。上記を踏まえて、海外当局との連携を強化し、国際会計基準（IFRS）の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に参加・貢献するとともに、我が国におけるIFRS適用に関する取組みについて、積極的に海外情報発信を行う。 また、わが国におけるIFRSへの対応については、企業会計審議会において、25年6月に取りまとめられた「当面の方針」を踏まえ、民間関係者の協力も得ながら、IFRSの任意適用の積上げを図るとともに、IFRSに関する意見発信の強化のための取組みを行う。 ・我が国会計基準の開発等を担当する企業会計基準委員会（ASBJ）による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援する。 |
| ③包括的かつ機動的な市場監視 | <ul style="list-style-type: none"> ・市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・情報の収集・分析態勢等を強化しつつ、幅広く情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。 |
| ④クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引に対する監視を強化していく。 |

| | |
|---------------------------------------|---|
| <p>⑤不公正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・不公正取引を未然に防止する観点から、課徴金事例集の内容の充実を図るとともに、情報発信の多様化に努めることにより、市場関係者の自主的な規律付けへの働きかけを行う。 |
| <p>⑥ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> | <p>以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令及び訂正報告書の提出命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行うとともに、自主訂正等により早期に適正な情報開示が行われるよう、開示検査を通じて開示企業に働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究結果を活用し、事案発掘に対する新たな分析手法の開発に向けた検討を行い、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見するよう努める。 ・デジタルフォレンジックの積極的な活用により、開示検査をより効果的かつ効率的に実施する。 ・市場関連部局との連携を進めるとともに、公認会計士協会、監査法人及び金融商品取引所との間でも、粉飾事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の提供等により、連携を強化する。 |
| <p>⑦課徴金制度の適切な運用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・不公正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用する。 |
| <p>⑧犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・インサイダー取引、相場操縦、偽計（不公正ファイナンス等）等の金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。 |
| <p>⑨自主規制機関との適切な連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会及び金融商品取引所と連携し、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>⑩市場参加者の規律強化に向けた取り組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・各市場参加者による自主的な取り組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換の実施や講演会への講師派遣のほか、当該諸団体等の機関紙への寄稿等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・証券取引等監視委員会における勧告・告発事案等の活動状況の公表にあたっては、当該個別事案の内容に加え、その事案の市場や社会における位置づけや影響についても、ウェブサイトやメールマガジン等を通じ、その情報発信に取り組む。 |
|----------------------------|---|

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課

施策Ⅲ－４

市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>市場仲介機能が適切に発揮されるよう、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第 51 条、第 56 条 2 項 等 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・平成 26 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施 (内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督を実施、26 年度) ②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施 (検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査を実施、26 年度) ③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携 (政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う、26 年度) |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・証券検査実施状況<内容・件数> ・証券検査に係る行政処分等の勧告の実施状況<内容・件数> ・証券検査における金融商品取引業者等に対する法令遵守等の不備に係る通知の実施状況<内容・件数> |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------------|---|
| <p>①金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引業者等を取り巻く内外の経済・金融環境の変化を踏まえた重点事項の把握、業態・個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。 ・適時・適切に監督指針等の整備を行って監督上の着眼点を明らかにするなど、明確なルールを整備した上で、報告徴求等による事実関係を把握に努める。その結果、法令違反の事実等が確認された場合には、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行う。また、証券監視委の検査結果を受け、問題があると認められた業者に対しても、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を行う。さらに、金融商品取引業者等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 ・大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、定期又は随時のヒアリング、各種報告書及び報告徴求等により、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、既に生じた問題の解決のみにフォーカスするのではなく、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促すことで、より中長期的な観点からの統制環境向上を奨励していく。 ・監督カレッジ等の各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務を継続的な向上に取り組む。 |

| | |
|--|--|
| <p>②金融商品取引業者等に対する効率 的かつ効果的な検査の実施</p> | <p>金融商品取引業者等に対しては、「平成 26 年度証券検査基本方針及び基本計画」に基づき、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘するほか、重大な法令違反行為等が認められた場合には、行政処分等を求める勧告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨店検査においては、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務及び内部管理態勢の全般において、法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう促す。 ・ 情報の収集・分析の充実を図り、情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着に努める。 ・ 大規模かつ複雑な業務をグループ体として行う証券会社グループに対しては、オン・オフ体による検査・モニタリングを実施する。 ・ 中小の金融商品取引業者等については、投資者保護上の観点から、検査を実施する業者数を増加させる。 ・ 詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者等や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態解明及び被害の拡大防止に努める。 ・ 電磁的記録の保全・復元・解析等の作業（デジタルフォレンジック）技術を活用した検査態勢を整備する。 ・ 証券検査の事例の分析を行い、情報発信の素材として活用することにより、金融商品取引業者等の自主的な規律付けへの働きかけを行う。 |
| <p>③金融商品取引業者等の自主規制機 関との適切な連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・ 第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。 |

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課

施策Ⅲ－５

市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ①監査基準の整備状況（適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備、26年度） ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督（虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施、26年度） ③品質管理レビュー及び監査法人等に対する検査の実施状況（監査法人等における監査品質の一層の向上に向け、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施、26年度） ④海外監査監督当局との協力・連携状況（我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化、26年度） ⑤受験者等への情報発信の拡大状況（多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大、26年度） ⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況（公認会計士等の活動等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施、26年度） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士等に対する行政処分の実施状況<内容・件数> ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況<件数> ・公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------------|--|
| ①監査基準等の整備に係る対応 | ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を行う。 |
| ②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 | ・虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、引き続き、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督を実施する。 |

| | |
|--|--|
| <p>③品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・日本公認会計士協会が行う品質管理レビューに係る審査を適切に行い、監査法人等に対する検査等を的確に実施し、必要があると認めるときは、金融庁に処分等の勧告を行う。 監査先企業のグローバル化の進展など最近の監査を取り巻く環境変化を踏まえ、審査・検査のより一層の充実・強化を図るため、関係機関等と連携を密にし、監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析を行う。また、監査法人の規模や特性、リスク等に応じた検査計画の策定や新たな法令諸基準等の監査業務への反映・定着に留意した検査の実施に取り組む。特に、大手監査法人に対するリスクにフォーカスしたテーマ別検査、準大手監査法人に対する定期的検査の導入により、監査法人の経営管理体制や不備の根本原因を究明するとともに、引き続き、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用に努める。さらに、審査及び検査の結果の分析から抽出された業界横断的な問題点等について関係機関等との間での積極的な意見交換や情報発信等に取り組む。なお、外国監査法人等に対する検査の実施を検討する。 |
| <p>④海外監査監督当局との協力・連携</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）を中心とした監査監督に係る国際的な会合に参画し、新たな検討課題（協同検査（グローバルに展開している多国籍企業の本社や海外子会社等の監査を行っている大手ネットワーク傘下の監査法人（メンバーファーム）に対する各国監査監督当局による検査）やI F I A Rの恒久的事務局の設置等）に対しても、積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図る。 ・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査の高度化につなげる。 |
| <p>⑤優秀な会計人材確保に向けた取り組みの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた取り組みを進める。 ・公認会計士試験（平成 26 年試験等）の円滑な実施に努めるとともに、我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向け、実務補習との連携や企業実務の動向にも配慮した試験内容となるよう図るなど、試験実施面での検討を引き続き行う。また、多様な人々の受験を促すよう広く周知を図るため、全国の大学等において講演を行うなど広報活動の強化、積極的な情報発信に努める。 |

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

| | |
|--------------|--|
| 基本政策Ⅳ | 横断的施策 |
| 施策Ⅳ－１ | 国際的な政策協調・連携強化 |
| 施策Ⅳ－２ | アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 |
| 施策Ⅳ－３ | 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 |
| 施策Ⅳ－４ | 金融行政についての情報発信の強化 |
| 施策Ⅳ－５ | 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備 |

施策Ⅳ－１

国際的な政策協調・連携強化

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に貢献するため、国際会議・二国間協議等を通じて国際的な金融規制改革のための政策協調を推進するとともに、各国・地域と更なる連携強化を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20 サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言（平成 25 年 9 月）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ol style="list-style-type: none"> ① 金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況 (国際機関等において、各国の合意の上で策定されるものであるため、数値基準の設定は困難であるものの、金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する、26 年度) ② 国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況 (金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に関する会議には、可能な限り出席する、26 年度) ③ 他国当局等との対話の状況 (海外の金融当局との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する、26 年度) |

【平成 26 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|------------------------|---|
| ①国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）、国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献する。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実な実施を図る。 ・ 上記において、「国際的な金融規制改革を進めるにあたっては、金融システム強化と実体経済との間で適切なバランスを取ることが重要」との日本の立場を引き続き主張していく。また、日本の金融システムの良さを積極的に発信することを通じて、国際的なルールの策定に貢献する。 |

| | |
|----------------------------|--|
| ②国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 | ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化する。 |
| ③マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応 | ・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献する。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応する。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、
 監督局総務課、監督局総務課国際監督室

施策Ⅳ－２

アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調

| | |
|----------------------------|--|
| <p>達成目標</p> | <p>アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支援し、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む</p> |
| <p>目標設定の考え方及びその根拠</p> | <p>日本の成長強化のためには、日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開の円滑化を通じ、アジアの成長力を取り込む必要がある。</p> <p>こうした観点から、日本企業及び金融機関の事業展開の促進並びにアジアの成長力基盤の強化に資する、金融インフラの一層の整備を支援する。併せて金融規制の緩和を促す。</p> <p>また、環太平洋パートナーシップ（TPP）をはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図る。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（25 年 6 月 14 日閣議決定） ・「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（25 年 6 月 14 日閣議決定） ・「産業競争力の強化に関する実行計画」（26 年 1 月 24 日閣議決定） |
| <p>測定指標 (目標値・達成時期)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・当局間の関係強化に向けた取組状況（具体的な技術協力の実施を図るため、金融協議等やアジア金融連携センターを通じ、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズを的確に把握し、具体的な技術協力の方向性・内容を決定する対話機会の確保及び長期的な協力枠組みの構築（覚書締結等）、26 年度） ・技術協力の実施状況（アジア諸国の法制度や決済システム等の金融インフラの向上を図るため、金融協議等を通じ決定された具体的な技術協力の方向性・内容に沿った着実な技術協力の実施、26 年度） |
| <p>参考指標</p> | <p>—</p> |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---|---|
| <p>①アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、効果的な支援のあり方を見極めた上で、1) 法令制定等のソフト面のインフラ整備支援、2) 決済システム等のIT化等のハード面のインフラ整備支援、3) 金融行政の運営手法などに関する知見や情報等の共有、といった技術支援メニューをパッケージで提供していくこととする。また、このような支援を通じ、金融面でのアジア諸国の国造りに貢献するとともに、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術協力の実施に当たっては、相手国との対話（二国間協議等）を通じて、金融技術協力に関する覚書締結等による長期的な協力枠組みを構築するとともに、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行う。 ・平成26年4月設置のアジア金融連携センターを活用して、アジア諸国の金融当局との積極的な人材交流を通じた能力構築やアジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備支援を促進する。また、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規制・監督モデルを、今後のアジアの発展における知見として共有し、さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施する。 ・TPPをはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展を図る。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室

施策Ⅳ－３

金融サービスの提供者に対する事業環境の整備

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | 金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を推進すること等により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保する必要がある。 【根拠】「産業競争力の強化に関する実行計画」（平成26年1月24日閣議決定）、「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業（「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施、26年度） ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間（ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る、26年度末） ・官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績（テーマごとに金融業の現況・課題を踏まえて実施、26年度末） ・「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業（「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施、26年度） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革ホットライン等の回答状況 ・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会等の実施実績 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| ①規制・制度改革等の推進 | 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革等を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。 |
| ②事前確認制度の適切な運用 | ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。 |
| ③官民による持続的な対話の実施 | 我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施。 |

| | |
|-----------------|---|
| ④金融・資本市場活性化策の検討 | ・金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。 |
|-----------------|---|

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課

施策Ⅳ－４

金融行政についての情報発信の強化

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>透明性・予測可能性を確保しつつ金融行政を適切に推進していく上で、当局としての方針や施策の意図・内容が内外の関係者に正確に伝わるのが重要であり、引き続き情報発信を強化していく必要がある。</p> <p>とりわけ、金融は他の分野に比べてもグローバル化が進展している分野であることから、海外に向けて情報発信の充実が必要である。</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・26年度） ・金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数（対前年度比増加・26年度） ・新着情報メール配信サービス登録件数（対前年度末比増加・26年度末） ・金融庁Twitterのフォロワー数（対前年度末比増加・26年度末） |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表件数 ・金融庁Twitterのツイート（発信）回数 |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-----------------|--|
| ① 金融行政に関する広報の充実 | <p>以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアを通じた広報に関しては、大臣による閣議後会見や、重要施策についての記者向け説明を積極的に実施する。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、担当課室と連携しつつ、特設サイトを設置する。また、必要に応じて、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用した施策の周知を図る。 ・海外向け広報に関しては、英語による情報発信の強化として、金融庁ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図る。 |

| | |
|--|--|
| | <p>っていく。また、情報発信のタイムリー性の観点から、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の案件名を英訳した「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載していく。</p> <ul style="list-style-type: none">・Twitter の活用については、その特性（字数制限）を活かした簡明な表現による情報発信を積極的に行っていく。 |
|--|--|

【担当課室名】

総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課

施策Ⅳ－５

金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 金融リテラシーが向上すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | <p>金融リテラシーの向上は、以下の点から重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融取引を巡るトラブルから身を守るとともに、ローン、保険、資産運用商品等の金融商品を賢く利用することを通じて、生活の質の向上につながる。 ・利用者保護の実現には、当局による規制だけでは限界があり、過度な規制は、金融機関等のイノベーションを阻害するという問題もある。このため、利用者の金融商品を選別する目が確かになれば、より良い金融商品の普及も期待できる。 ・現在、約 1,600 兆円に上る家計金融資産の過半は現預金となっている。資産運用を行う上での基礎知識を身に付け、家計が国内外の資産（株式、債券等）への中長期・分散投資を進めることは、家計の安定的な資産形成に資するだけでなく、成長資金の供給等を通じ、デフレ脱却にも資すると考えられる。 <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画（平成 22 年 3 月閣議決定） ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成 25 年 1 月 11 日閣議決定） ・金融経済教育研究会報告書（平成 25 年 4 月 30 日公表） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定） ・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成 25 年 12 月 13 日公表） |
| 測定指標 （目標値・達成時期） | <ul style="list-style-type: none"> ・国民の金融知識の状況：生活設計策定の有無（前回調査時より向上・26 年度調査実施時点） ・国民の金融知識の状況：金融商品の選択（金融商品を選択するための金融知識の普及、26 年度） ・国民の金融知識の状況：金融広報中央委員会の認知度（金融広報中央委員会のウェブサイト（「知るぽると」）の周知、26 年度） <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p> |
| 参考指標 | — |

【平成 26 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------|--|
| ① 金融経済教育の推進 | <p>金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要である。</p> <p>また、銀行、証券、保険、資産運用など業界横断的な取組みの加速を行うことが重要である。</p> |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界団体横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 ・ 関係団体が金融経済教育の推進に取組むための共通プラットフォームとして、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化した「項目別・年齢別スタンダード（マップ）」を作成。 そのうえで、関係団体の取組みについて、「項目別・年齢別スタンダード（マップ）」を軸に連携して行えるよう、取組み内容をマップとリンクさせた形で把握、情報共有する枠組みを構築。 ・ 大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢別スタンダード」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対する働きかけを実施。 ・ 関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。 |
|--|--|

【担当課室名】

総務企画局政策課

業務支援基盤の整備のための取組み

| | |
|-------------------|--------------------|
| 分野 1 | 人的資源 |
| 施策 1 - (1) | 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 |

| | |
|-------------------|-------------------|
| 分野 2 | 知的資源 |
| 施策 2 - (1) | 学術的成果の金融行政への導入・活用 |

| | |
|-------------------|---------------------|
| 分野 3 | その他の業務基盤 |
| 施策 3 - (1) | 金融行政における情報システムの活用 |
| 施策 3 - (2) | 災害等発生時における金融行政の継続確保 |

業務支援基盤の整備のための取組み 1-(1)
金融行政を担う人材の確保と資質の向上

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 高度に専門化するとともに経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に的確に対応するため、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その資質の向上を図ることが必要です。 【根拠】ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <p>①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み（i. 「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員への浸透を図る、ii. PDCAサイクルによる業務改善の取組みを推進する、iii. 家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の推進、26 年度）</p> <p>②研修等の実施状況（国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る、26 年度）</p> <p>③人材派遣等の状況（国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る、26 年度）</p> <p>④民間専門家の在職者数（高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する、26 年度）</p> |
| 参考指標 | <p>①関連</p> <p>i) 「金融庁職員のあり方」の職員への浸透に向けた取組み</p> <p>ii) PDCAサイクルによる業務改善の取組み</p> <p>iii) 家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場推進会議の開催</p> |

【平成 26 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|--------------------------------|--|
| ①高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善及び家庭・子育てとキャリアの両立を目指せる職場環境の推進について、継続的に実施する。 ・ 金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野（銀行・保険・証券・市場・開示・官房）における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。また、引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室

業務支援基盤の整備のための取組み 2-(1)
学術的成果の金融行政への導入・活用

| | |
|--------------------|---|
| 達成目標 | 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究分析等を行い、その学術的成果を金融行政へ導入・活用して、専門的かつ客観的裏づけに基づいた金融行政の遂行を図る必要がある。 研究会等の開催により、外部有識者の知見を金融行政へ活用するための金融行政とアカデミズムとのネットワーク構築が図られているが、今後もこのような取組みを持続的に行っていくことが必要である。 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究分析成果の作成（調査研究分析成果を作成し、金融行政の参考となる調査研究の実施すること、26年度） ・コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定（コンファレンス、研究会、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層の連携強化を図ること、26年度） |
| 参考指標 | — |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|---------------------|---|
| ① 金融行政の参考となる調査研究の実施 | ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。 |
| ② 産・官・学の連携強化 | ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。 |

【担当課室名】

総務企画局政策課研究開発室

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(1)
金融行政における情報システムの活用

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標① | 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | <p>「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</p> <p>【根拠】 「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等</p> |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <p>・金融庁では、「業務・システムの最適化計画」に基づき、主要な情報システムにおける経費の削減及び業務処理時間の短縮について、以下の通り各測定指標の目標値及び達成時期を設定している。</p> <p>(1) 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」（金融庁業務支援統合システム） <u>目標値</u>：現行の 3 システムをひとつに統合することによって、単年度で約 2.1 億円（平成 27 年度以降の 3 年間で約 6.2 億円）の経費の削減及び約 9,450 日（3 年間で約 28,350 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(2) 「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（E D I N E T） <u>目標値</u>：サーバ機器の削減や運用契約の見直しを行なうことによって、単年度で約 1.6 億円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 6.4 億円）の削減が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>(3) 「金融庁行政情報化 LAN システム」 <u>目標値</u>：老朽化した機器等を最新の機器等へ更改することによって、単年度で約 22.5 百万円（平成 26 年度以降の 4 年間で約 90 百万円）の経費の削減及び約 100 日（4 年間で約 400 日）の業務処理時間の短縮が見込まれる。 <u>達成時期</u>：平成 29 年度</p> <p>・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努めていくこととしている。</p> <p>(1) 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況（100%、26 年度末）</p> |

| | | |
|--------------------|------|---|
| | 参考指標 | |
| 達成目標② | | 情報セキュリティ対策の推進を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | | 「サイバーセキュリティ 2013」（平成 25 年 6 月 27 日情報セキュリティ政策会議決定）において、「情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上」があげられている。 【根拠】 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 25 年 6 月 10 日情報セキュリティ政策会議決定）等 |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | | ・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備状況（技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備（情報セキュリティポリシーの改定等）を実施する・26 年度） |
| | 参考指標 | |

【平成 26 年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|-------------------------------|--|
| ①情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 | <p>「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務支援統合システムについては、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」に基づき、平成 27 年度中の全面稼働を目指し情報システムの開発等を進めていく。 ・E D I N E Tについては、今後もシステムの安定運用及び「業務・システムの最適化計画」に基づく測定指標における目標値が発現されるように努める。 ・金融庁行政情報化 LAN システムについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、情報セキュリティ対策の強化を図りつつ、運用経費の削減についても引き続き検討する。 ・情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議を実施する。 |
| ②情報セキュリティ対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備（情報セキュリティポリシーの改定等）を実施する。 |

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤の整備のための取組み 3-(2)
災害等発生時における金融行政の継続確保

| | |
|--------------------|--|
| 達成目標 | 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること |
| 目標設定の考え方 及びその根拠 | <p>「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁としても、業務継続性の確保に係る取組みを進める。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震対策について（最終報告）（25年12月 首都直下地震対策検討ワーキンググループ） ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（26年3月） ・政府業務継続計画（26年3月） |
| 測定指標 (目標値・達成時期) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み（政府業務継続計画の制定等を踏まえて、代替庁舎の移転対応を含めた金融庁業務継続計画の見直しを実施、26年度中） ・災害等発生時に備えた防災訓練（金融行政の継続確保の観点から、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施、26年度中） |
| 参考指標 | - |

【平成26年度主な事務事業】

| 事務事業 | 実施内容 |
|----------------------|--|
| ①災害等発生時における金融行政の継続確保 | <p>・首都直下地震対策特別措置法の施行や、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び政府業務継続計画の閣議決定、国土強靱化に関する諸施策の推進等に加え、当庁における最小限の非常時優先業務等への対応を実現するためのマニュアルに基づいた訓練を踏まえて、「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」等の見直しを実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行や、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインの策定を踏まえて、「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」等の見直しを実施する。</p> <p>さらに、これらに関連した関係省庁連絡会議等への積極的な参加を行う。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>②災害等発生時に備えた防災訓練</p> | <p>・実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の実効性の検証を行う。</p> <p>これらを行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。</p> |
|------------------------|--|

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課